

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について  
新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>0 (略)</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1 - 0 (略)</p> <p>1 - 1 輸出の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 申請理由書 1通</p> <p>申請理由書お記載事項(用紙の大きさは、A列4番のこと)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 次のいずれかの場合(特に指示する場合はこの限りではない。)に限り、輸出許可申請内容明細書をもって申請理由書とする。ただし、<u>輸出許可証又は輸出許可・承認証</u>の訂正、変更、分割及び再発行をする場合を除く。</p> <p>～ (略)</p> <p>告示で定める貨物(別表第1の別紙の1の(注)の及びに掲げるものを除く。)並びに輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域及び輸出令別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地とするもの</p> <p>～ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物(以下「輸出令別表第1貨物」という。)に関する輸出の許可</p> <p>(イ) 輸出令別表第1の解釈</p>	<p>(略)</p> <p>0 (略)</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1 - 0 (略)</p> <p>1 - 1 輸出の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 申請理由書 1通</p> <p>申請理由書お記載事項(用紙の大きさは、A列4番のこと)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 次のいずれかの場合(特に指示する場合はこの限りではない。)に限り、輸出許可申請内容明細書をもって申請理由書とする。ただし、<u>輸出許可証又は輸出承認証</u>の訂正、変更、分割及び再発行をする場合を除く。</p> <p>～ (略)</p> <p>告示で定める貨物(別表第1の別紙の1の(注)の及びに掲げるものを除く。)並びに輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域、<u>大韓民国</u>及び輸出令別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地とするもの</p> <p>～ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物(以下「輸出令別表第1貨物」という。)に関する輸出の許可</p> <p>(イ) 輸出令別表第1の解釈</p>

輸出令別表第 1 の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

。なお、輸出令別表第 1 中、次の表の「輸出令別表第 1 の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第 1（これに基づく貨物等省令を含む）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第 1 中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第 1 貨物であっても、次の（a）から（d）までに掲げるものは、原則として当該貨物に含まれないものとする。

（a）～（d）（略）

輸出令別表第 1 の項	輸出令別表第 1 中解釈を要する語	解 釈
1	（略）	（略）
	軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤	（略）
	（略）	（略）

輸出令別表第 1 の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

。なお、輸出令別表第 1 中、次の表の「輸出令別表第 1 の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第 1（これに基づく貨物等省令を含む）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第 1 中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第 1 貨物であっても、次の（a）から（d）までに掲げるものは、原則として当該貨物に含まれないものとする。

（a）～（d）（略）

輸出令別表第 1 の項	輸出令別表第 1 中解釈を要する語	解 釈
1	（略）	（略）
	軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品	（略）
	（略）	（略）

2	(略)	(略)
原子炉の部 分品	<p>原子炉本体を構成するために設計又は製造されたものであって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 原子炉容器又はその主要部分品（上部蓋を含む。）</p> <p>ロ 原子炉制御棒、中性子吸収部分の支持及び懸架機構、制御棒案内管</p> <p>ハ 炉心板、炉心支持板、炉心支持柱、燃料チャンネル、炉心槽、熱遮へい体、炉心バッフル、分散板、シュラウド、シュラウドヘッド、上部格子板、気水分離機、蒸気乾燥機及びその他の内部部分品</p> <p>ニ 原子炉圧力管（50気圧を超える運転圧力下にある原子炉内の一次冷却材と燃料要素を格納するもの。）</p> <p>ホ ジルコニウム管（ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500分の1未満のジルコニウム金属又はその合金製のもの）</p>	

2	(略)	(略)	
原子炉の部 分品	<p>原子炉本体を構成する機器をいい、次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ 原子炉圧力容器（上部蓋等の主要部分品を含む。）</p> <p>ロ 原子炉制御棒（中性子吸収部分支持機構及び制御棒案内管を含む。）</p> <p>ハ 原子炉稼働のために特に設計又は製造した内部部分品（炉心保持機構、熱遮へい、バッフル、炉心グリッド板、分散板等を含む。）</p> <p>ニ 原子炉圧力管（50気圧を超える運転圧力下にある原子炉内の一次冷却水と燃料要素を格納するために特に設計又は製造した管）</p> <p>ホ ジルコニウム管（ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500分の1未満のジルコニウム金属又はそ</p>	他の用途に用いることができるものを除く。	

	原子炉の附属装置	<p>原子炉本体の外側に据え付けるために設計又は製造されたものであって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 原子炉への燃料装荷、取出装置</p> <p>ロ 一次冷却材を循環させるポンプ</p> <p>ハ 中性子束レベルを決定するための中性子検出器又は中性子測定器</p> <p>ニ 蒸気発生器又は熱交換器（発生した熱を一次系から二次系へ伝えるために設計又は製造された蒸気発生器又は高速増殖炉の中間熱交換器に限る。非常用炉心冷却系及び崩壊熱冷却系に用いられるものを除く。）</p> <p>ホ 原子炉制御棒駆動機構</p>
	(略)	(略)
3	(略)	(略)

		の合金製のもの)
	原子炉の附属装置	<p>原子炉本体の外側に据え付けられるものをいい、次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ 原子炉への燃料装荷、取り出し機を含む燃料要素取扱い装置</p> <p>ロ 冷却水ポンプ（原子炉一次冷却水を循環させるために特に設計又は製造したもの）</p> <p>ハ 原子炉の出力レベルを制御するための電子制御装置（原子炉制御棒駆動装置及び中性子束レベル決定のための放射線検出測定器を含む。）</p> <p>ニ 熱交換器</p> <p>他の用途に用いることができるものを除く。 中性子束レベル決定のための放射線検出測定器に内蔵された核燃料物質を除く。</p>
	(略)	(略)
3	(略)	(略)

3の2	(略)	(略)
	クロスフロー過	(略)
	<u>滅菌又は殺菌をすることができるもの</u>	<u>物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。</u>
	(略)	(略)
4	(略)	(略)
	フェロセン誘導体	(略)
	<u>バッチ式の混合機の部分品</u>	<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>
	<u>連続式の混合機の部分品</u>	<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>
	<u>ジェットミルの部分品</u>	<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>
<u>金属の粉末の製造用の装置の部分</u>	<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>	

3の2	(略)	(略)
	クロスフロー過	(略)
	(略)	(略)
4	(略)	(略)
	フェロセン誘導体	(略)

品		
噴霧粉又は球形粉	(略)	
<u>複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォームの製造用の装置の部分品若しくは附属品</u>		<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>
<u>三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン</u>	複合材料の構造物を製造するため繊維を織り、編み又は組むためのものであり、アダプター及び改造キットを含む。	左記の用途のために改造されていない繊維加工機を除く。
(略)	(略)	
寸法の最小値が100ミリメートル以上のもの	(略)	
<u>加速度計、</u>		<u>他の用途に用いること</u>

噴霧粉又は球形粉	(略)	
<u>多次元に、かつ、多軸方向に織ることができる織機又はインターレーシングマシン</u>	複合材料の構造物を製造するため繊維を織り、織り交ぜ又は組むためのものであり、アダプター及び改造キットを含む。	左記の用途のために改造されていない繊維加工機及び2次元-2軸織物用のものを除く。
<u>レーダー</u>	<u>レーザーレーダーを含む。</u>	
(略)	(略)	
寸法の最小値が100ミリメートル以上のもの	(略)	

ジャイロス コープ若し くはこれら を用いた装 置若しくは 航法装置の 部分品		<u>ができるものを除く。</u>
ドリフトレ ート	(略)	
安定性	(略)	
貨物等省令 第3条第十 七の三号イ 中の部分品		<u>他の用途に用いること ができるものを除く。</u>
飛行制御装 置	<u>フライ・バイ・ワイヤー方式を含み、油圧 式、機械式、電子光学式、電気機械式のも のに限る。</u>	
貨物等省令 第3条第十 八号の三中 の試験装置 、校正装置 又は心合わ せ装置		<u>他の用途に用いること ができるものを除く。</u>
レーダー	<u>レーザーレーダー を含む。</u>	
(略)	(略)	

ドリフトレ ート	(略)	
安定性	(略)	
(略)	(略)	

5	(略)	(略)	
	三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン	複合材料の構造物を製造するため繊維を織り、編み又は組むためのものであり、アダプター及び改造キットを含む。	左記の用途のために改造されていない繊維加工機を除く。
	(略)	(略)	
	初透磁率	初透磁率の測定は、十分に焼鈍した材料にて行わねばならない。	
6	(略)	(略)	
	電子計算機若しくは数値制御装置によって制御される座標測定器又はあらかじめ記憶させたプログラムを用いて制御される座標測定機	(略)	

5	(略)	(略)
	三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン	複合材料の構造物を製造するため繊維を織り、織り交ぜ又は組むためのものであり、アダプター及び改造キットを含む。ただし、前記の用途のために改造されていない繊維加工機を除く。
	(略)	(略)
	初透磁率	厚さが0.076ミリメートル以上2.54ミリメートル以下の十分に焼鈍した材料を磁束密度及び磁界の強さがゼロの状態において測定したときの値をいう。
6	(略)	(略)
	電子計算機若しくは数値制御装置によって制御されるもの又はあらかじめ記憶させたプログラムを用いて制御されるもの	(略)
	測定の不確かさ	信頼率95パーセントで真の値に近似している誤差限界を表す特性値のことをいう。補正不能の系統誤差、バ

	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
8	電子計算機 又はその附 属装置	電子計算機若しくはその附属装置であって、デジタル暗号処理機能、暗号解析機能、多段階の秘密保護機能、利用者識別機能若しくは電磁環境両立性を持つものは、貨物等省令第8条の仕様に照らして貨物等省令第7条第1号ハで評価しなければならない。
	(略)	(略)
9	(略)	(略)
	信号処理機 能	(略)

		ックラッシュ及び偶然 誤差が含まれている。(国際規格ISO10 360/2参照)
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	複合理論性 能	8の「複合理論性能」の解釈に同じ。ただし、同解釈中二の(二) の2については適用しない。
	(略)	(略)
	位相シフト 膜を有する 多層マスク	集積回路のパターンの有無にかかわらず位 相シフト層を有するすべての多層マスクを いう。
	(略)	(略)
8	電子計算機 又はその附 属装置	電子計算機若しくはその附属装置であって、デジタル暗号処理機能、暗号解析機能、多段階の秘密保護機能(利用者識別機能を含む。)若しくは電磁環境両立性を持つものは、貨物等省令第8条の仕様に照らして貨物等省令第7条第1号ハで評価しなければならない。
	(略)	(略)
9	(略)	(略)
	信号処理機 能	(略)

	音声帯域圧縮技術	通信状態により符号化速度が変化するものについては、会話を継続した状態における符号化速度に基づいて判定するものとする。
	(略)	(略)
10 ~ 15	(略)	(略)

- (口) ~ (二) (略)  
(8) (略)  
2 ~ 12 (略)  
別表第1 輸出許可等事務の取扱区分  
(略)  
1 ~ 4 (略)

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

- 1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物  
(1) ~ (5) (略)  
(6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当する貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地とするもの  
(7) ~ (10) (略)  
(11) 告示で定める貨物(下記の(注)及び)に掲げるものを除く。)並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地とするもの(下記の2の(17)から(19)までに掲げるものを除く。)  
(注) (略)  
2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物  
(1) ~ (4) (略)  
(5) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当する貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とするもの  
(6) ~ (14) (略)

	(略)	(略)
10 ~ 15	(略)	(略)

- (口) ~ (八) (略)  
(8) (略)  
2 ~ 12 (略)  
別表第1 輸出許可等事務の取扱区分  
(略)  
1 ~ 4 (略)

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

- 1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物  
(1) ~ (5) (略)  
(6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当する貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域又は大韓民国を仕向地とするもの  
(7) ~ (10) (略)  
(11) 告示で定める貨物(下記の(注)及び)に掲げるものを除く。)並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域又は大韓民国を仕向地とするもの(下記の2の(17)から(19)までに掲げるものを除く。)  
(注) (略)  
2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物  
(1) ~ (4) (略)  
(5) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当する貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域及び大韓民国以外の地域を仕向地とするもの  
(6) ~ (14) (略)

(15) 告示で定める貨物(上記1の(注)の 及び に掲げるものを除く。)並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの

(16)～(19) (略)

(20) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち、デジタル計算機であって、複合理論性能(貨物等省令別表第1の中欄に掲げる電子計算機の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。)が1秒につき190,000メガ演算を超えるものであって、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外を仕向地とするもの

(21) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第3号八又はホに該当するものであって、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外を仕向地とするもの

(注1)～(注2) (略)

(注3)

～ (略)

「はの 地域」とは、アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア

(15) 告示で定める貨物(上記1の(注)の 及び に掲げるものを除く。)並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域、大韓民国並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地とするもの

(16)～(19) (略)

(20) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち、デジタル計算機であって、複合理論性能(貨物等省令別表第1の中欄に掲げる電子計算機の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。以下同じ。)が1秒につき190,000メガ演算を超えるものであって、輸出令別表第4の2に掲げる地域及び大韓民国以外を仕向地とするもの

(21) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、デジタル電子計算機であって、複合理論性能が1秒につき190,000メガ演算を超えるもの若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより複合理論性能が1秒につき190,000メガ演算を超えるものであって、輸出令別表第4の2に掲げる地域及び大韓民国以外を仕向地とするもの

(注1)～(注2) (略)

(注3)

～ (略)

「はの 地域」とは、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、アイスランド、インド、インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウ

、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルーマニア、ロシア、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スロベニア、スロバキア、南アフリカ共和国、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア及びジンバブエをいう。

。(注4)～(注6) (略)  
別表第2～別表第7 (略)

イ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルーマニア、ロシア、セントルシア、サモア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スロベニア、スロバキア、南アフリカ共和国、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア及びジンバブエをいう。

(注4)～(注6) (略)  
別表第2～別表第7 (略)